

証券コード 7937

2025年6月11日

(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

埼玉県蕨市中央4丁目24番26号

株 式 会 社 ツツミ

代表取締役社長 互 智 司

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tsutsumi.co.jp/ir/meeting-notice/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までには到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県蕨市中央4丁目23番8号
ツツミ研修センター1階会議室
3. 目的事項
報告事項 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件
- 第7号議案 ダイヤモンドの調達方針に関する定款一部変更の件

以上

-
- ※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案の議案については賛成、株主提案の議案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ※ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人の増加に伴うインバウンド消費の拡大にも支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料や燃料価格を含む物価の高騰、地政学リスクなどによる世界経済の減速、アメリカの政策転換による影響なども懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

宝飾品業界におきましても、こうした景況を反映し、企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況でありました。

このような経済情勢のもと、当社は、地金相場の高騰など原材料価格が上昇する中、高品質で価格訴求力の高い商品の提供を心掛けるとともに、既存店舗の活性化策として計15店舗のリニューアルを実施するなど営業力や集客力の強化に努めてまいりました。

その結果、売上高は24,835百万円（前期比24.8%増）となりました。利益面につきましては、営業利益が2,410百万円（前期比44.2%増）、経常利益が2,509百万円（前期比44.3%増）、当期純利益は1,986百万円（前期比71.9%増）となりました。

主要品目の販売実績は、ネックレス・ブレスレットは13,713百万円（前期比40.8%増）、指輪は6,411百万円（前期比5.5%増）、小物は4,888百万円（前期比15.8%増）であります。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資等の総額は523百万円であります。その主なものは、店舗の開設及びリニューアルに伴う内装費等383百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賄っております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があります。

宝飾品業界におきましても、企業に対するお客様の厳しい選別が加速する中、市場競争がなお激しさを増すことと予想されます。

このような経済情勢のもと、当社は、お客様満足度の向上を更に推進し、魅力溢れる店舗づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも温かいご指導、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 (2021年度)	第 50 期 (2022年度)	第 51 期 (2023年度)	第 52 期 当 期 (2024年度)
売 上 高(百万円)	16,477	18,119	19,907	24,835
経 常 利 益(百万円)	1,191	1,507	1,738	2,509
当期純利益(百万円)	684	909	1,155	1,986
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	43.34	58.20	73.96	127.13
総 資 産(百万円)	67,914	68,344	69,075	69,637
純 資 産(百万円)	66,090	66,534	66,911	67,800

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の計算につきましては、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(10) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、主に国内外から原材料として仕入れた宝石・貴金属等を宝飾品及び装飾品に製造加工して、小売・卸売を行っております。

当社の主要品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
ネックレス・ブレスレット	デザインネックレス・ブレスレット 喜平ネックレス・ブレスレット パールネックレス他
指 輪	結婚リング ファッションリング 鑑定書付ダイヤモンドリング他
小 物	ピアス イヤリング ペンダント他

(11) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本社／商品センター／本社工場／第二工場：埼玉県蕨市

群馬工場：群馬県渋川市

店 舗：151店舗

東北地方7店・関東地方94店・甲信越地方3店

東海地方11店・関西地方17店・中国地方4店

四国地方4店・九州地方11店

(12) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	143名	1名増	48.6歳	20.0年
女 性	735名	2名減	37.7歳	8.3年
合計または平均	878名	1名減	39.5歳	10.2年

(注) パートタイマー（8時間換算87名）は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,630,000株
 (3) 株主数 6,747名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堤 倭 子	8,003千株	51.2%
互 タ希子	1,539千株	9.8%
石 花 千 花	1,521千株	9.7%
公益財団法人堤征二記念奨学財団	1,000千株	6.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	543千株	3.4%
MERCURY AIFLNP V. C. I. C. LT D	212千株	1.3%
THE BANK OF NEW YORK 13410 5	129千株	0.8%
HOST-PLUS PTY LIMITED-HOST PLUS POOLED SUPERANNUATION TRUST HOSKING PARTNERS LLP	110千株	0.7%
株式会社SBI証券	109千株	0.7%
STATE STREET BANK AND TRUS T COMPANY 505103	94千株	0.6%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（3,299株）を控除して計算しております。
 2. 公益財団法人堤征二記念奨学財団は、2024年6月14日付で公益財団法人ツツミ奨学財団から名称変更しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
互智司	代表取締役社長	公益財団法人堤征二記念奨学財団理事長
岡野勝美	取締役	商品本部長、公益財団法人堤征二記念奨学財団評議員
井口博一	取締役（常勤監査等委員）	
宮原敏夫	取締役（監査等委員）	税理士法人朝日会計社代表社員 宮原敏夫公認会計士事務所所長 清令監査法人代表社員
柿沼佑一	取締役（監査等委員）	高篠・柿沼法律事務所パートナー弁護士 ラクオリア創薬株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ショーケース社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）宮原敏夫氏及び柿沼佑一氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 取締役（監査等委員）宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、井口博一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当期に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年2月5日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

I. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額については、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と責務にふさわしい水準とすることを基本方針としております。

なお、当社の取締役の報酬等の額については、2017年6月29日開催の第44回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることと決議しております。同株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）であります。また、同株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内とすること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることと決議しております。同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

II. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会が決定する報酬額の限度額内で、役位、職責、会社業績、世間水準、従業員給与とのバランス等に配慮しながら、総合的に勘案して決定するものいたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月毎の固定報酬のみにより構成されており、中長期的な業績と連動する報酬の導入など報酬全体の構成・割合等については必要に応じて見直す方針であります。

また、当社は、2020年6月26日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打ち切り支給することを決議しております。

Ⅲ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の評価配分といたします。上記の委任を受けた代表取締役社長は、上記方針に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額について決定するものといたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額については、2017年6月29日開催の第44回定株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることと決議しております。同株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）であります。また、同株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内とすること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることと決議しております。同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長互智司氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の評価配分といたします。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限が適切に行使されるよう監査等委員である社外取締役の意見を踏まえたくて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職責等に応じた水準に基づき決定しており、当社取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿う決定であると判断いたしました。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	44 (-)	44 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	9 (2)	9 (2)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	54 (2)	54 (2)	- (-)	- (-)	5 (2)

- (注) 1. 当社は、2020年6月26日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打ち切り支給することを決議しております。
2. 使用人を兼務している取締役はいないため、使用人分給与はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 (監査等委員) 宮原敏夫氏は、税理士法人朝日会計社の代表社員であります。当社は、税理士法人朝日会計社と税務顧問契約を締結しております。また、同氏が所長である宮原敏夫公認会計士事務所及び代表社員である清令監査法人与当社との取引関係はありません。

取締役 (監査等委員) 柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、高篠・柿沼法律事務所と法律顧問契約を締結しておりましたが、2025年3月末日に契約を終了しております。また、同氏が社外取締役 (監査等委員) を務めるラクオリア創薬株式会社及び株式会社ショーケースと当社との取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	宮 原 敏 夫	<p>当期において開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくことを期待しておりましたが、当社取締役会及び監査等委員会等において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	柿 沼 佑 一	<p>当期において開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくことを期待しておりましたが、当社取締役会及び監査等委員会等において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。</p>

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等	33百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(7) その他の事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、当社及び当社子会社の「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」などを定め、その推進を図ります。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護マニュアル」を定め、適切に対応します。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、当社及び当社子会社の事業目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応する仕組みを構築します。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性を確保するよう、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務分掌を決定しております。また、当社及び当社子会社の実績管理を行うため、取締役会の有効活用を図ります。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の企業集団は、当社及び非連結子会社「有限会社大分ツツミ貴金属」であり、取締役会において定期的に当社及び当社子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を行うとともに子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認します。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の求めに基づき、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための取締役及び使用人を置きます。この場合、当該取締役及び使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その任命等、人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得ます。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社もしくは当社子会社が法令もしくは定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合などで、当社もしくは当社子会社に著しい損害・不利益を生ずるおそれがある事実を発見した場合は、法令に従い当社の監査等委員会に報告することとします。また、当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に内容説明を求めることができます。
 - ・ 当社及び当社子会社は、当社の監査等委員会に前号の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制とします。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員が内部監査部門や会計監査人と情報・意見を交換する機会を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制について

当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の基礎となる「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」にて「法令等の遵守」を掲げ、役職員への徹底を図るため、定期的な内部統制打合せ会や適宜に研修等を実施いたしました。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

② リスク管理体制について

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、リスクの識別、分析、評価及び対策等によるリスク管理を継続的に行うとともに、その結果を定期的に取り締役に報告いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

原則として月1回の取締役会を開催し、業績の報告・検討や法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社子会社の業務執行の報告を受け、業務執行の確認を行いました。

④ 監査等委員の職務の執行について

原則として月1回の監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や業務執行取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換・意見交換を行いました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき業務活動が法令、定款及び諸規程に準拠し、合理的に運営されているか否かについての業務監査等を行うとともに、当該監査の結果及び指摘事項に関する改善状況について代表取締役及び監査等委員に対して報告を行いました。

事業報告における記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
56,415	1,714
現金及び預金	買掛金
33,640	290
受取手形	未払金
18	147
売掛金	未払法人税等
1,636	312
商品及び製品	未払消費税等
15,041	60
仕掛品	未払費用
1,253	538
原材料及び貯蔵品	賞与引当金
4,670	248
前払費用	その他
39	116
その他	
120	
貸倒引当金	固定負債
△6	122
固定資産	固定負債
13,222	122
有形固定資産	長期未払金
6,262	35
建物	長期預り保証金
949	86
構築物	
13	
機械及び装置	負債合計
38	1,837
車両運搬具	純資産の部
1	67,788
工具、器具及び備品	株主資本
414	13,098
土地	資本金
4,843	15,707
建設仮勘定	資本剰余金
1	15,707
無形固定資産	資本準備金
386	38,991
借地権	利益剰余金
152	600
ソフトウェア	その他利益剰余金
233	38,391
電話加入権	繰越利益剰余金
0	38,391
投資その他の資産	自己株式
6,573	△8
投資有価証券	評価・換算差額等
52	11
関係会社株式	その他有価証券評価差額金
58	11
出資金	
1	
長期前払費用	純資産合計
11	67,800
前払年金費用	負債及び純資産合計
186	69,637
繰延税金資産	
148	
差入保証金	
3,088	
投資不動産	
3,027	
その他	
0	
貸倒引当金	
△0	
資産合計	
69,637	

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		24,835
売 上 原 価		13,451
売 上 総 利 益		11,383
販売費及び一般管理費		8,973
営 業 利 益		2,410
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	9	
受 取 家 賃	105	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	12	153
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	53	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	0	54
経 常 利 益		2,509
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
固 定 資 産 売 却 益	18	33
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5	
減 損 損 失	32	73
税 引 前 当 期 純 利 益		2,468
法人税、住民税及び事業税	470	
法人税等調整額	11	482
当 期 純 利 益		1,986

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	13,098	15,707	600	37,498	△8	66,896
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,093		△1,093
当期純利益				1,986		1,986
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	892	△0	892
当 期 末 残 高	13,098	15,707	600	38,391	△8	67,788

(単位 百万円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	15	66,911
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△1,093
当期純利益		1,986
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△3	△3
事業年度中の 変動額合計	△3	888
当 期 末 残 高	11	67,800

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等による時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料（地金等を除く）……………個別法（製造ロット別）による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料（地金等）・その他の棚卸資産……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア…社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 投資その他の資産

長期前払費用…定額法

投資不動産…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付引当金が借方残高であるため、前払年金費用として計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として宝飾品（ネックレス・ブレスレット、指輪、小物及びその他装飾品等）の製造並びに直営店での販売を行っております。このような宝飾品販売については、通常、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

値引、割引等の顧客に支払われる対価は取引価格から減額しております。

顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産に計上されている自社物件店舗及び投資不動産に計上されている賃貸物件の一部について土地の時価が著しく下落していることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、該当店舗及び賃貸物件について、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額41百万円及び投資不動産の帳簿価額43百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸物件ごとに資産のグルーピングをしております。

減損の兆候の有無については、営業損益等の状況、使用範囲又は方法の変化の有無、経営環境の著しい悪化の有無及び資産グループの市場価格の下落をもとに判定を行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識の要否を判定する際に用いられる将来キャッシュ・フローは、資産グループごとの売上高等の実績を、経営環境などの外部要因に関する情報や内部の情報をもとに修正し、資産グループの現在の販売状況や将来の販売計画等を考慮して見積っております。当事業年度においては、主要な仮定として、売上高昨対実績率、受取家賃昨対実績率及び売上原価率等の指標が将来キャッシュ・フローの見積り期間にわたり大幅に変動しないと想定し、会計上の見積りを行っております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

上記見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,140百万円 |
| 2. 投資不動産の減価償却累計額 | 579百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務 | 26百万円 |
| 4. 取締役に対する金銭債務 | 35百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	344百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引高	11百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度未発行済株式数 普通株式 15,630,000株
2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	3,074株	225株	一株	3,299株

3. (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	546百万円	35円	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	546百万円	35円	2024年9月30日	2024年12月6日

- (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	703百万円	45円	2025年3月31日	2025年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理取扱規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

輸入取引から生じる外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクは、取引実行時に為替予約等を行うことでリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	52	52	—
(2) 差入保証金	3,161	3,146	△14

(注) 1 「現金及び預金」「売掛金」は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	金額 (百万円)
子会社株式	58

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	33,613	—	—	—
売掛金	1,636	—	—	—
差入保証金	1,359	1,651	150	—
合 計	36,610	1,651	150	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	52	—	—	52
資産計	52	—	—	52

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	3,146	—	3,146
資産計	—	3,146	—	3,146

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、契約満了日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、オフィスビル（土地を含む）等を所有しており、その全部又は一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
3,027	2,565

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産評価額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	1,834百万円
未払事業税	41百万円
賞与引当金	70百万円
長期未払金	11百万円
保証金償却	29百万円
その他	30百万円
小計	2,017百万円
評価性引当額	△1,807百万円
合計	210百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△58百万円
その他	△3百万円
合計	△61百万円

繰延税金資産の純額

148百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この税率変更による影響額は、軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

記載すべき事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

	製品及びサービスごとの情報（百万円）					合計 （百万円）
	ネックレス プレスレット	指輪	小物	その他	売上控除等	
外部顧客への 売上高	13,713	6,411	4,888	0	△179	24,835

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

	2024年4月1日 （百万円）	2025年3月31日 （百万円）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	25	18
売掛金	1,596	1,636
合計	1,621	1,655

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,338円 76銭
1株当たり当期純利益	127円 13銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物等	千葉県、神奈川県 他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスである固定資産等について帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失（32百万円）として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、店舗32百万円（建物27百万円、工具、器具及び備品4百万円）であります。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額で測定しており、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的に価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 ツ ツ ミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桑 本 義 孝
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 水 俊 直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツツミの2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 ツ ツ ミ 監査等委員会

常勤監査等委員 井口博一 ㊟

監査等委員 宮原敏夫 ㊟

監査等委員 柿沼佑一 ㊟

(注) 監査等委員宮原敏夫及び柿沼佑一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第52期の期末配当につきましては、最近の業績動向、財政状態及び資本効率等を総合的に勘案して、前期に比べ1株につき10円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円 総額703,201,545円

(注) 中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき金80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たがい さとし 互 智 司 (1965年7月23日生)	1990年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2005年8月 株式会社三井住友銀行退社 2005年9月 当社入社 2006年6月 取締役社長付就任 2007年4月 取締役管理本部長兼総務部長就任 2009年4月 取締役管理本部長兼営業本部長兼総務部長就任 2011年6月 代表取締役社長就任 （現在に至る） 2013年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団（現 公益財団法人堤征二記念奨学財団）理事長就任 （現在に至る）	10,000株
【選任理由】 互 智司氏は、当社において取締役として管理本部及び営業本部の業務に従事した後、2011年に代表取締役社長に就任し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。			
2	おか の かつ み 岡 野 勝 美 (1956年9月27日生)	1981年4月 当社入社 2000年9月 店舗運営本部第二運営部長 2004年6月 取締役店舗運営本部第二運営部長就任 2005年9月 取締役店舗運営本部第一運営部長就任 2007年4月 取締役商品本部長就任 （現在に至る） 2015年6月 公益財団法人ツツミ奨学財団（現 公益財団法人堤征二記念奨学財団）評議員就任 （現在に至る）	27,700株
【選任理由】 岡野勝美氏は、当社において取締役として店舗運営本部及び商品本部の業務に従事し、当社経営に必要不可欠な経営経験と見識を有しておりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 互 智司氏は、当社の子会社である有限会社大分ツツミ貴金属の取締役社長を務めております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	わた なべ しんいちろう 渡 邊 新一郎 (1965年3月5日生)	1983年4月 当社入社 2021年4月 製造部長 2025年4月 参与 (現在に至る)	一株
	<p>【選任理由】 渡邊新一郎氏は、1983年に当社に入社して以来、製造部門の生産効率化及び品質保証等に携わり、2021年より製造部長としての職責を果たすなど、当社の生産全般にわたる知見を有しており、その専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		
2	かき ぬま ゆういち 柿 沼 佑 一 (1977年11月16日生)	2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年1月 埼玉弁護士会登録 2007年1月 高篠法律事務所(現 高篠・柿沼法律事務所)入所 2010年10月 同事務所パートナー (現在に至る) 2014年6月 当社補欠監査役 2015年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任 (現在に至る) 2021年3月 ラクオリア創薬株式会社社外取締役 (監査等委員)就任 (現在に至る) 2025年3月 株式会社ショーケース社外取締役 (監査等委員)就任 (現在に至る)	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 柿沼佑一氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、主に法務に関する専門的な見地から当社経営全般に対して有用な意見をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏には、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくことを期待しております。 なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	上村 敦 (1981年5月27日生)	2011年1月 税理士法人朝日会計社入社 2012年8月 税理士登録 2025年3月 税理士法人朝日会計社社員就任 (現在に至る)	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 上村 敦氏は、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、主に財務、会計及び税務に関する専門的な見地から当社経営全般に対して有用な意見をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏には、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくことを期待しております。 なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柿沼佑一氏及び上村 敦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 柿沼佑一氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、本議案が承認可決され、上村 敦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員となる予定であります。
4. 本議案が承認可決され、渡邊新一郎氏、柿沼佑一氏及び上村 敦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。なお、現在、当社と柿沼佑一氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。
5. 柿沼佑一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年（うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は8年）となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役鈴木 剛氏は、本総会開催の時をもって選任の効力がなくなりますので、改めて、監査等委員である取締役が欠けた場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">鈴木 剛 (1984年11月17日生)</p>	<p>2012年11月 最高裁判所司法研修所入所 2014年1月 第二東京弁護士会登録 2014年1月 ホープ法律事務所入所 (現在に至る) 2015年6月 当社補欠監査役 2017年6月 当社補欠取締役(監査等委員) (現在に至る)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 鈴木 剛氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、主に法務に関する専門的な見地から当社経営全般に対して有用な意見をいただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏には、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を監査・監督に反映していただくことを期待しております。 なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木 剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員となる予定であります。
4. 鈴木 剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(ご参考)

取締役会のスキル・マトリックス（本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合）

氏名	会社における地位	独立性 (社外)	企業経営 経営戦略	商品企画 開発	マーケティング	生産 品質保証	財務 会計 税務	法律 コンプライアンス
互智司	代表取締役社長		●	●	●	●	●	●
岡野勝美	取締役		●	●	●	●		
渡邊新一郎	取締役 (常勤監査等委員)			●		●		
柿沼佑一	取締役 (監査等委員)	●						●
上村敦	取締役 (監査等委員)	●					●	

※本表は、取締役が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案から第7号議案までは、1名の株主からのご提案によるものであります。

当社取締役会は、株主提案による議案のいずれにも反対しております。

なお、以下の議題、提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出された書面に記載されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、266円から、第52回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期1株当たり純資産の100分の7について1円単位未満を切り捨てた金額から35円を控除した金額が266円と異なる場合は、冒頭の266円を、2025年3月期1株当たり純資産の100分の7について1円単位未満を切り捨てた金額から35円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第52回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第52回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第52回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の7、すなわち株主資本配当率Dividend on Equity（以下「DOE」といいます。）7%に相当する配当を企図しています。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを7%程度と算定しています。また、当社は2024年12月6日に1株当たり35円の間配当を行ったため、DOE7%に基づき計算した金額から35円を控除しております。

当社の株価は、PBR（株価純資産倍率）1倍を大きく下回り、ROE（自己資本利益率）が株主資本コストに届いていません。無借金企業である当社が保有する現金は時価総額に匹敵し、資産を有効活用できていないため、株主還元を通じて最低限のリターンを充足し、更に業績及び資本効率性の改善を図ることで、PBR1倍以上の株主価値の実現が期待されます。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（反対の理由）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、収益力の向上、財務体質の強化を図り、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。また当社は、「常に技術の向上を目指し、お客様に美と夢と満足を提供する」を社是として定めており、ジュエリーやアクセサリ等の商品の企画・開発並びに原材料の買付け、製造、販売等に係る各業務における技術を向上させ、お客様に美と夢と満足を提供するため、事業範囲の見直しや経営資源の配分等を適宜行っております。

これらの方針を踏まえ、最近の業績動向、財政状態及び資本効率等を総合的に勘案した結果、当社取締役会は、第52期の期末配当につきましては当社普通株式1株につき金45円の配当を実施することが適切であると判断し、第1号議案を提案しております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 資本コストや株価を意識した経営

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示)

第43条 当社は、株式会社東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく最新の現状評価、方針・目標、取り組み・実施時期を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、定時株主総会開催日の10週間前から8週間前までに同取引所に提出する。

[提案の理由]

2025年4月22日現在、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を公表していません。そして、株式会社東京証券取引所が公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表（2025年3月末時点）によれば、当社は「検討中」に分類されており、1年以上対応を検討していることとなります。

しかし、当社のPBRは異常に低く、その一因は、時価総額並みに貯め込まれた多額の現金及び2024年12月末現在で98%にも上る自己資本比率をはじめとした資本効率性への意識の低さであり、現状を漫然と放置することはできません。

当社の株主価値向上及び株主総会における議論の活発化のため、定時株主総会における株主の権利行使期日前までに、当社の最新の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を明らかにしていただきたく存じます。また、すみやかな開示を強く期待します。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、2025年3月末の資本コストを3.6-5.6%と推定しております。同月末の当社のROEは2.9%であり、PBRは0.52倍であります。

当社は、ROEが推定資本コストを下回りPBRが1倍を割り込んでいる状況を真摯に受け止め、事業範囲の見直しや設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等を適宜行い、一人でも多くのお客様に美と夢と満足を提供することによって、資本コストや株価を意識した経営を実現してまいります。

一方で当社取締役会は、定款は会社の基本的な事項を定める根本規範であり、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応といった個別具体的な事項について規定することは、経営環境の変化に応じた柔軟かつ機動的な対応の妨げとなるため、適切ではないと考えます。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案 ダイヤモンドの調達方針に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 ダイヤモンドの調達に関する開示の特則

(ダイヤモンドの調達に関する方針及び取り組み状況の開示)

第44条 当社は、ダイヤモンドの調達に際し、以下の事項を定めた方針を策定し、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄に開示するものとする。

1. ダイヤモンドの原産地情報及び流通経路を把握可能とする体制（トレーサビリティ）に関する方針
2. 採掘及び調達過程における環境及び労働リスクの把握、並びにこれらに対応する管理体制及びリスク低減に関する方針
3. 上記方針に基づく各事業年度の取り組み状況

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件」が可決された場合のものを記載していることから、これが否決された場合は第9章を第8章、第44条を第43条に読み替える。

[提案の理由]

近年、ダイヤモンドの採掘・流通における環境破壊、劣悪な労働環境、児童労働、紛争資金化などの深刻な課題に対応する「責任ある調達」の重要性が国際的に高まっています。かかる状況を踏まえ、原産地の情報及び流通経路の確実な把握（トレーサビリティ）、並びに環境及び労働面に配慮した原産地からの調達体制を整備し、その内容を透明性高く開示することが企業に求められます。

当社にとってダイヤモンド調達は競争力の源泉であり、そのリスクを適切に管理・開示することは、株主資本コストの低減を通じた株主価値の向上に加えて、海外の潜在的顧客からの信頼を高め、ジュエリービジネスの継続性と優位性を強化することにもつながります。

なお、本提案の実行手段として、責任あるジュエリー協議会（RJC）への加盟も有効です。詳細は、以下のリンク又はQRコードをご覧ください。

<https://polishingtsutsumi.com/>



【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として管理し、法令に限られない社会的規範の遵守等により適切に対応しております。

当社は、ダイヤモンドの調達に関するリスクを把握するように努めております。ダイヤモンドの調達先に対しては、諸リスクを抑える手続きの遵守を求め、確認をしております。

一方で当社取締役会は、定款は会社の基本的な事項を定める根本規範であり、ダイヤモンドの調達に関する方針等の開示といった個別具体的な事項について規定することは、経営環境の変化に応じた柔軟かつ機動的な対応の妨げとなるため、適切ではないと考えます。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



埼玉県蕨市中央4丁目23番8号
ツツミ研修センター 1階会議室
TEL : 048-431-5111 (代表)



JR京浜東北線
蕨駅西口下車
徒歩約10分



お願い

- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。